

2022年6月

愛知の教育を改革するための提言 PartⅣ

あいち民研 教育への権利部会

はじめに

あいち民研教育への権利部会は、今までに次のような提言を行ってきた。

1. 学閥支配をなくし愛知の教育を改革するための提言(2009年5月)
2. 愛知の教育を改革するための提言 PartⅡ(2010年7月)
3. 愛知の教育を改革するための提言 PartⅢ(2011年8月)
4. 小中学校の部活動の見直しを求める提言(2015年5月)
5. 中学校の運動部活動を正常化するための提言(試案)(2016年5月)

今回、研究部会参加者のそれぞれの関心領域に即して愛知の教育に関する提言を取りまとめた。部会で一定の論議を行ったが最終的には執筆者の責任で発表する。

I 県教育委員会の運営を開かれたものに

2009年に行った「学閥支配をなくし愛知の教育を改革するための提言」では「1 教育委員会の運営を開かれたものに」というタイトルで県教育委員会に対して「教育委員会の意思決定にかかる経緯を全面的に公開すること」「教育委員の選任に県民の意思を反映させること」「教育委員会会議の活性化を」の3点を提言した。13年経って、会議の配付資料のウェブサイトでの公開など今日の情報化の進展に伴った進歩は見られる。しかしまだ改善すべき点はある。

◇教育委員会会議の詳細な議事録の公開を

現在、県教育委員会のウェブサイトで公開されている「会議録」は会議の要点をメモしたものである。それは、

1. 事務局による議案の説明内容は記録されていない。
2. 委員の発言内容は要約されており、発言を正確に記録していない。
3. 議案に対する各委員の賛否が記録されていない。

等、多くの不備を有している。

例えば、2020 年 7 月 8 日の会議では、第 19 号議案「愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」が審議された。そのときの会議録の記載は「長谷川教育長が各委員に諮り、可否同数であったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 4 項の規定に基づき、長谷川教育長の決するところにより原案どおり可決された」との記載があるだけである。各委員がどのような意見を述べたかとの記載はない。教育職員の勤務時間、働き方改革に関して委員間で意見の違いがあったはずであるが、「会議録」からは一切うかがうことができない。委員間の不統一を隠そうとした意図があるのではとの疑いも生じる。このような疑いを招くことがないように、議事は録音し、忠実な速記録を作成し公開することが求められる。

◇教育委員会会議のインターネット中継および録画の公開を

2021 年度、県教育委員会会議は 13 回開催され、傍聴者はのべ 39 人であった。平日の昼間に開催されるので、多くの県民が傍聴に訪れることは難しい。会議の模様を多くの県民に公開するために、会議のインターネット中継および録画の公開が必要である。これは県議会本会議ですで行われていることである。教育行政は一般行政から独立して行われるものであり、県議会本会議と教育委員会会議は同等の位置づけを持つものと言える。県議会本会議と同様の公開措置の実現が求められる。

◇教育委員会会議の活性化、教育の住民自治の実現を

2021 年度、県教育委員会会議は 13 回開催され、その述べ時間数(秘密会を除く)は 595 分であり、1 回平均 45.8 分だった。2008 年度は 14 回で、1 回当たり 44.9 分だった。会議ではほぼ毎回、請願に対する審議が行われており、その時間を差し引くと、議案に関する審議時間は十分とは言えない。議案に関しては事務局から事前の説明が行われており、公開の場で委員が意見を述べるのが少なくなっている。詳細な議事録の作成、会議の録画の公開などで教育委員会会議ではいかなる政策論議が行われているのか(いないのか)について県民の関心を高めることで、公開の会議の場で各委員が自らの見解を積極的に述べるようになることが期待される。このようにして会議の活性化を図ることで教育委員が真に住民代表の資格を持っているかどうかを検証可能となる。教育委員の発言に県民が関心を持つことで教育委員をして広く県民の声に耳を傾けるようにさせ、県民の代表者であるという自覚をもたせ、教育の住民自治の発展につなげたい。

(大橋基博)

Ⅱ すべての自治体で子どもの権利擁護機関の設置・充実を

子どもの権利条約総合研究所「子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関（公的第三者機関）一覧：救済機関設置順」（2021年4月現在）によると全国では37自治体が、愛知県では、2022年4月現在、6自治体が子どもの権利擁護機関を設置している。そして、子どもの権利の内実を保障するにあたり、子どもたち一人ひとりの声を聴き、子どもの権利が侵害された際には、救済をはかり、権利の回復を支援する個別救済、また、行政機関への勧告・要請を通じた制度改善、さらに、子どもの権利の普及啓発を行う本機関の意義は大きい。

ただし、豊田市の子どもの権利擁護機関である、とよた子どもの権利相談室（こことよ）から2021年3月に出された「第1回子どもの権利に関する高校生意識調査報告書」（注1）の中で、豊田市内の高校に在籍する生徒たちが守られていないと最も高い割合で感じた権利は、「ありのままの自分が認められること。」（豊田市子ども条例第6条第1号）であり、自分らしく生きられない、また、生きづらさを感じる社会に子どもたちが置かれていると指摘されている。また、自由記述では「暴言を浴びせられるのでそれも犯罪？にしてほしい。ちょっと辛いです」と、今、苦しんでいる高校生の声も伝えられており、このような今日の社会における子どもの人権侵害状況の深刻さは、次の通り、政府統計でも示されている。例えば、文部科学省「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（2021年10月13日）の「いじめの認知件数」（内、愛知県件数）では、小学校 420,897 件（19,504 件）、中学校 80,877 件（4,468 件）、高等学校 13,126 件（1,034 件）、特別支援学校 2,263 件（34 件）と、認知件数だけでも重大な数となっている。さらに、愛知県では、2018年1月に名古屋市立中学校の生徒が、同年12月に私立中学校の生徒が自死するという重大事案（いじめ防止対策推進法第28条第1項）も発生している。

つまり、現状、子どもの権利の内実は十分に保障されておらず、権利侵害状況に対し、子どもたちの成長発達に関わる機関が適切に対応できていない、または対応する体制が整備されていないために、より深刻な状態に子どもたちが陥ってしまい、自ら命を絶つという筆舌に尽くしがたい事態が生じてしまっているのである。

そこで、子どもの権利擁護機関のさらなる設置を進めるとともにその内容の充実をはかる必要がある。そして、本機関が公的な第三者機関としてその力を最大限に発揮するためには、独立性の確保と子どもの声を聴く体制の整備として特に次の5点が重要である（注2）。

1点目は、運営上の独立性を保障するため、本機関のための施設を設置し、そこに職員を配置することである。さらに、これは、2点目の財政上の独立性の保障と関わり、自

治体の責務として本機関に係る必要な財政上の措置を講ずることを条例に規定する必要がある。また、財政上の独立性保障は、3点目にもつながり、いくつかの自治体では、子どもの権利擁護委員など委員の他に、子どもの権利相談員（豊田市）・調査相談員（名古屋市）・専門調査員（名古屋市）など、委員を補助する専門員を設置している。このように子どもの声を聴く体制の整備として構成員の充実をはかることが重要である。4点目は、子どもの対応にあたり、コミュニケーションツールを整えることである。特に、障がいを持つ子どもへの合理的配慮について、各自治体では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例や職員対応要領など、何らかの方針は示している。しかし、具体的方策は規定されていないため、本要素を条例に規定し、子どもたちが安心して相談できる環境が整備されていることを公に明示することが大切である。そして、5点目は、構成員の質の保持・向上のための資格要件や研修制度などを整えることである。構成員について、規則や公募書類に資格要件を明示し、小論文や面接試験を通じて専門性を確保するとともに、研修を毎年度複数回実施している自治体もある。このように構成員の充実をはかり、また、市民が活動内容を把握できるよう、資格要件、研修および活動報告書の公表を条例に規定すべきである。

注1 本報告書は、下記のとよた子どもの権利相談室ホームページより参照。

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/joho/1005116.html>

（2022年4月30日最終閲覧）。

注2 詳細は、「子どもの権利擁護機関の制度的枠組みの検討－機関の独立性と子どもの声を聴く要素に着目して－」（あいち民研年報第30号、2022年）を参照。

（坂野愛実）

Ⅲ 文科省「指針」を厳守し、長時間労働の解消を

教職員の多忙化・長時間労働を解消することは喫緊の課題である。教員には「残業時間」が想定されていないが、実態は真逆であり無定量無制限な「残業」に苦しめられている。慢性的な業務量の過多は給特法制定以来50年の歳月を経ても改善されていない。

◇長時間労働に苦しむ学校・教職員

2021年3月定数法が改正され、小学校は1学級40人編制が2025年度までに小

学校6年生まで 35 人学級となる予定である。県内市町の自治体では住民の声に押されて独自に教員を雇用し、35 人以下の学級編制を具体化する事例が出ているが、まだ広がりには欠けている。35 人学級の導入は中学校では見送られていて、愛知県は独自措置で中一のみ 35 人学級となっている。教職員を増やす要望は強まるばかりだが、学級数に対応した職員定数の改善は永らくなされておらず、ぎりぎりの人数で学校を運営しているのが実態である。

学校においては、とみに集計・報告書作成等の実務量が増大している。総合的な学習の時間の立案実施、道徳の特別な教科化と評価、通知表・評価の複雑化、小学校の外国語活動・教科化、不登校対応、コロナ対策、そしてGIGAスクール構想の具体化でICT教育に対応した機器の整備と授業実践が多忙に拍車をかけている。中学校の進路進学指導では、2023 年入試からは制度改定となり、入試日程がさらに前倒しとなって、1・2年生を含む学校行事をも脅かしている。部活動は「ガイドライン」等が制定されたとはいえ問題の根は深く、教職員の時間とエネルギーを奪っている。

◇2019 年給特法改正による「指針」の有効性は

教員の長時間労働解消は教育問題の第一の課題であった。これまでに幾度となく人事委員会や裁判に訴えて争われてきた。この愛知県においても「深谷裁判」の例があり、判例としてしばしば取り上げられる。豊橋市の「鳥居裁判」など労災としての本人勝訴はあったものの、労基法を軸とした判断の裁判は悉く退けられてきた。教員が勤務時間外に働いたとしても賃金保障がない、しかし、与えられ、やらざるを得ない業務によって長時間じばられる現実がある。これが全国ほとんどの学校で教員に降りかかり繰り返されている。

その元凶が1971 年制定の「給特法」であった。その制度矛盾は成立当初からあって議論されてきたものの、1990 年代になって教員側への部分的代償的要素が悉く奪われた。以来、むき出しの「無保障長時間労働」、4 %の教職調整額と引き換えの「定額働かせ放題」にさせられてきたのである。

過労死とか、ブラック労働が社会問題化するにつれて教職員の働き方も問われるようになり、厚労省や文科省は 2010 年代の半ばから対応に動き出した。2016 年4月文科省内に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が始まり、各種の審議会では教職員の労働を議題とした。2016 年には教職員の勤務実態調査があって、改めて教職員の長時間労働が浮き彫りになった。2018 年6月働き方改革関連法が成立した。

それらを受けて、2019 年1月中教審総会で「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が決定され、各教育委員会に通知された。そうした中で、2019 年

12月教職員の同意が得られないままに「給特法」(7条 在校時間の上限)(5条 一年単位の変形労働時間制)が改定された。翌年、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(指針)が改正され、1か月の時間外在校等時間は45時間以内、1年間の時間外在校時間は360時間以内という「上限時間」が設定された。各自治体もこれに基づく条例を設定した。

◇条例はできたが実態はどうか

文科省や教育委員会は「指針」による「上限規制」で教職員の長時間労働の解決を図ろうとしている。しかし実態はどうであろうか。次の名古屋市の一例をもってしても、そのもくろみは破綻していることが明瞭である。過労死ライン時間外80時間超の教職員への指導(医師面接など)すら教育委員会は放棄している始末である。

◇まず取り組むことと抜本的改革

教職員の超過労働時間解消は、1学級の児童生徒数の定員を減少させた少人数学級実現と抜本的な教職員定数の改善が基本である。学校を支えるのは教員だけではない、スクールカウンセラーはじめ多様な職種の人員を配置することも必要である。行事を見直し不必要な事務の削除し、教員は授業を中心とした勤務形態にすべきである。

給特法の制度疲労は社会的にも共通認識となっており、抜本改正の必要性がある。しかし、その前段階でも、教職員の心身の健康を保持するために、教員の職業を魅力あるものとするため、改正指針「教職員の業務量の適正な管理」に関わる「時間外在校時間」制限(月45時間、年360時間)を厳守させる必要がある。勤務の時間管理と記録、教員定数増、教員の職務範囲の明確化、職場ごとの労働安全衛生態勢づくり、部活動負担から教員を切り離す方向など着実に実行することである。

さしあたっては法令にある労働時間の把握・記録を徹底して「上限指針」を厳守させること。設定外の出来事で時間外に及んだ労働は「割り振り」として代替時間を保障して確実に取らせて、時間外に及ぶ労働をなくすことである。

(中村茂喜)

勤務時間外の在校時間 **就業ターミナル(名古屋市中)2020 校内残業時間** 休憩時間は含まず。)

◎パソコンによる記録「出退校システム」は2013年5月より始まる。(小・中・特支) その前の「健康のための自己管理表」(紙媒体の自己申告書)は2009年5月から。
 ◎この「就業ターミナル」は 2017年4月～ 開始したもの。2019年1月がガイドライン、2020年1月「指針」、2020年4月～市条例施行。 数値は人数
 ▲2021年3月～5月 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため休校措置期間

年 月		小学校				中学校				特別支援学校				高校				幼稚園				総合計					
		45超 ～80時間	80超 100時間 超	100 超	合計	0～45時間	45超 ～80時間	80超 100時間 超	100 超	合計	0～45時間	45超 ～80時間	80超 100時間 超	100 超	合計	0～45時間	45超 ～80時間	80超 100時間 超	100 超	合計							
2020	4	6228	559	65	36	6888	2981	284	27	7	3299	406	32	6	7	451	916	35	6	2	959	133	11	3	0	147	11744
	5	6756	142	2	1	6901	3426	42	0	0	3468	449	11	0	0	460	942	12	2	0	956	144	3	0	0	147	11932
	6	3873	2725	295	29	6922	1772	1349	283	73	3477	278	114	39	18	449	664	242	40	13	959	53	81	10	1	145	11952
	7	5895	1040	6	1	6942	2155	1101	105	18	3379	406	89	2	2	499	637	246	49	29	961	93	48	3	0	144	11925
	8	6843	94	0	0	6937	2922	417	15	2	3356	479	22	0	1	502	822	121	12	5	960	140	3	0	0	143	11898
	9	4702	2125	91	13	6931	1809	1188	252	105	3354	366	117	14	1	498	597	224	89	53	963	80	61	3	1	145	11891
	10	4118	2512	261	34	6925	1682	1208	316	120	3326	340	135	17	4	496	623	250	64	27	964	72	66	5	1	144	11855
	11	5153	1708	44	4	6909	1961	1185	157	45	3348	392	97	1	1	491	670	227	48	15	960	95	49	1	0	145	11853
	12	5354	1497	45	5	6892	1935	1201	166	43	3345	416	77	2	1	496	729	198	25	7	959	104	41	1	0	146	11838
2021	1	5812	1041	23	3	6879	2171	1067	87	14	3339	410	78	4	2	494	795	150	12	1	958	84	56	2	0	142	11812
	2	5380	1448	31	3	6862	2220	1022	77	8	3327	390	92	7	2	491	856	98	4	0	958	76	65	3	0	144	11782
	3	4917	1693	140	44	6794	2087	1049	139	40	3315	385	93	5	5	488	717	192	25	5	939	42	82	12	4	140	11676
年間計	65031	16584	1003	173	82782	27121	11113	1624	475	40333	4717	957	97	44	5815	8968	1995	376	157	11496	1116	566	43	7	1732	142158	

勤務時間外の在校時間 **就業ターミナル(名古屋市中)2021 校内残業時間** 休憩時間は含まず。)

年 月	小学校				中学校				特別支援学校				高校				幼稚園				総合計						
	0～45時間	45超～80時間	80超～100時間	100時間超	合計	0～45時間	45超～80時間	80超～100時間	100時間超	合計	0～45時間	45超～80時間	80超～100時間	100時間超	合計	0～45時間	45超～80時間	80超～100時間	100時間超	合計							
2021	4	2953	2829	409	103	6294	1183	1245	478	319	3225	248	159	36	13	456	561	253	82	46	942	49	87	6	2	144	11061
	5	4400	1815	60	6	6281	1784	1245	160	50	3239	329	107	15	2	453	724	170	29	8	931	89	50	2	1	142	11046
	6	3718	2333	201	25	6277	1467	1309	331	132	3239	299	128	16	7	450	627	255	40	12	934	59	75	6	2	142	11042
	7	5444	823	10	0	6277	2036	1042	122	38	3238	392	57	4	2	455	642	227	42	30	941	87	52	3	0	142	11053
	8	6230	5	0	0	6235	3230	8	0	0	3238	450	0	0	1	451	894	39	4	0	937	142	0	0	0	142	11003
	9	4807	1406	62	11	6286	2639	589	23	8	3259	372	77	5	1	455	813	112	8	4	937	116	25	1	1	143	11080
	10	4137	2031	102	10	6280	1722	1194	247	91	3254	338	96	12	2	448	612	242	61	24	939	57	72	12	3	144	11065
	11	4596	1626	56	4	6282	1782	1204	196	62	3244	364	76	10	1	451	664	226	36	11	937	73	67	1	1	142	11056
	12	5268	988	13	1	6270	1947	1148	124	24	3243	401	51	1	1	454	726	191	16	5	938	90	49	3	0	142	11047
2022	1	5576	663	14	1	6254	2190	977	56	18	3241	403	48	3	1	455	783	148	5	1	937	83	56	5	0	144	11031
	2	5101	1106	42	4	6253	2231	931	61	16	3239	390	58	3	2	453	855	71	0	2	928	67	73	2	1	143	11016
	3																										

※ 3月は未集計

IV 小・中学校の部活動の根本的見直しを

◇小学校の放課後の運動・文化活動は教員から切り離すこと

部活動問題の 2011 年提言Ⅲではタイトルが「小・中学校の部活動を廃止しよう」であった。当時としては唐突とも大胆とも思われる語句であった。部活動は教員の「本務」ではない、本来の職務ではないものにしばられて「本務」がおろそかになっている、教員も児童生徒も長時間部活動に縛られ、学校生活も家庭生活が歪んだものになっている。ならば、「今の部活動は廃止」すべしということで提言タイトルとした。

11 年を経て、小・中の片方、小学校では「廃止」が実現している。名古屋市は全小学校で、従来型の学校の教員が担当する小学校部活動はすべて 2021 年秋より廃止したのである。

名古屋市では 2017 年 4 月市議会において杉崎教育長が 2020 年度で小学校部活動の廃止を表明し、河村市長が行政サービスとして引き取った政策づくりをした。「部活動のあり方に関する検討部会」が設置され、2018 年、「新たな運動・文化活動の仕組み検討会」、2019 年 10 月「新たな運動・文化活動の実施に向けた調査検討懇談会」を立ち上げた。同時にモデル校数校を選定し外部の事業者へ委託して運動系 2 種目文化系 1 種目で取り組んだ。見通しがついたということで 2020 年 9 月から半数の 133 校が、2021 年 9 月から残りの半数、合計 262 校が「新たな運動・文化活動」という名称で部活動に置き替わるものとして始まった。現在は委託を受けた外部運営事業者（全市一括受託）が、1 日 2 種目週 3 日、1 日約 90 分の活動で、小学校 4～6 年生を対象にして学校の施設を利用して行っている。指導・管理は事業者が雇用した「指導員」が行っていて、学校の教員とは離れたものとなっている。

この名古屋市の「官立民営」の運動・文化活動は、部活動に替わる新たな取り組みとして注目されるが、学校施設内で行われるものであり、児童の要望、学校との関係、事故対応、指導者の雇用・待遇、父母負担、市費負担（2022 年度 14.4 億円）など、今後の進展を注視していく必要がある。

また、県内においては小学校部活動が存在していること地域もある。しかし、小学校で部活動を行う地域は全国的にも少数である。もし放課後、学校で子どもたちに運動・文化活動を提供したいのであれば、名古屋市のように外部事業者委託や地域移行、社会教育への移行など、教員の手から離すことが必要である。

◇中学校の部活動はガイドライン厳守、入部選択制・顧問就任の選択制の完全実施を

中学校においては、過熱した部活問題、教員の働き方問題として久しく取り上げられてきたが、旧態依然としてなかなか解決が見られていない。「学校の教育活動の一環として」教育課程外に位置づけられたものとして深く根を下ろした部活動は、中学校教育自身を束縛している。

しかしこの5、6年間で、勝利至上主義の過熱した部活動、いじめ・自殺と部活動や教員の働き方などが社会問題化される中で、中学校部活動を見直す取り組みが進んできた。

転機となったのは、2017年12月27日「日本部活動学会」が、この名古屋市で設立総会が開かれ発足したことである。あいち民研の教育への権利部会が設立総会事務局の一端を担ったことを記しておく。中央段階でも部活動のあり方に関するガイドライン作成準備が進んだ。2018年3月スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、同年、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が発表された。以後、全国的にもこの2本のガイドラインに沿って部活動のあり方が吟味され各学校で実施することとなった。県教委、名古屋市教委もこの線で作成した「部活動ガイドライン」「活動日活動時間の基準」を示し徹底することを求めた。

もうひとつ部活動を教職員の側で見直す転機となったのは、新型コロナウイルス感染症による学校休業、部活動中止の期間が生じたことである。「部活動が行われない学校」を実際に体験して、教職員にも意識変化が起きている。部活動が無くても学校が回り、大会もなく土日は自宅にいる生活をした教員の経験は意識変化を呼ぶ。

コロナ禍が引き続く中でも、蔓延の波が静まるとまたぞろ部活動再開が出てくる。中学校の「部活動体制」「深く組み込まれた部活動」の根は深い。当面は各種ガイドライン・「基準」の徹底厳守がカギとなる。が、顧問に任せた部活動という「治外法権」の領域でこれまでの懸案事項がぶり返される懸念がある。外部顧問、外部指導者などの導入が徐々に進んでいるが、自治体の財政負担能力のこともありなかなか進展しない。

差し迫ってこれだけは実現したい事項をあげておく。

- ① 各部活動ガイドライン・基準の厳守
- ② 加入・未加入は本人の意志とする
- ③ 顧問に就く、就かない、どの部の顧問になるかは教員の意志とする
- ④ 新任教員は3年間は顧問に就かせない
- ⑤ 参加・出場大会を校内で議論して絞り込む等。

中学校で部活動を存続させるのであればこの5条件は必ず守られなければならない。

◇中学校でも民間委託、地域移行の加速化を

この2022年4月、スポーツ庁の有識者会議は、休日の部活動を地域や民間の団体

に委ねる「地域移行」を、2023～2025 年度の3年間で達成する目標を盛り込んだ提言案を提示した。休日の地域移行が完了すれば平日でも進めていくこととした。文化庁の有識者会議も同様に提言をまとめる見通しである。名古屋市の小学校部活動は、検討部会発足3年でやり遂げた。ハードルは高そうだが、後押しする世論と現場の意識転換があればやれることである。

民間委託、地域移行は休日に限定することなく、平日の部活動にも早急に導入し、教員の負担を軽減し、教員が本来の業務に専念できる態勢を一刻も早く構築すべきである。

(中村茂喜)

V すべての学校図書館に学校司書の配置を

◇学校図書館法の改正を転機として

2014 年の学校図書館法の改正は、学校図書館にとって大きな節目となった。学校図書館法は 1953 年8月8日に制定された。来年は 70 年周年を迎える。第1条に「学校図書館が学校教育において欠くことができない基本的な設備である」と謳われたが、学校内の「地位」は高いものではなかった。学校では「図書館」と呼ばれず「図書室」とされ、書庫・資料置き場の扱いであった。とはいえ、担当の教員はいて書籍の年間購入がなされ、児童生徒による図書委員会があり本の貸し出し返却がなされ、図書館的な機能は具していた。

しかし、決定的なことは人＝司書がいなかったことだ。第5条「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるための司書教諭を置く」こととあったが、「置かないことができる」という特例条項が安易に用いられてしまった。1997 年には 12 学級以上の学校に司書教諭を必置とする法改定があった。それも置いただけで図書館業務に専念する具体的保障はなく実態は変わらなかった。そこで、学校図書館に人を置くという法の趣旨に沿った改正がなされたのが 2014 年改正であった。この法改正では司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する学校司書を置くように努めることが規定された。学校図書館を豊かな人間性、自ら学ぶ力、生きる力をはぐくむところとして充実発展を期待して運動を進めてきた全国の学校関係者、学校図書館に携わる各界各層の粘り強い運動の成果であった。

◇仏は作って魂は入れず

しかし、学校司書の採用・配置について大きな欠陥・不十分な点が残った。法改正を求めて運動してきた人たちのスローガンは「すべての学校に専任・専門・正規の学校司書の配置を」であった。今回の法改正では文科省は学校教育法、標準法に位置付けないままに、定数化していない。雇用する財政上の支援はするが、配置状況は各市町村の実情に応ずることとした。ありていに言えば、文科省は「専任」について支援するが、「専門」「正規」は各市町村任せとした。

ちなみに県内の小中学校を見るに、学校司書の配置についてはかなりのばらつきがあった。知多地方や犬山、岩倉、小牧、日進、豊明、岡崎、豊橋などは法改正以前から「人」は配置していた。だが、「専任」ではあるがパート職員並みの時給制の非正規雇用がほとんどである（愛知県内の県立高校では実習教員として、名古屋市立は学校図書館事務補助員として雇用）。

名古屋市では、全国 20 政令指定都市のうち、学校司書未配置の最後の1市となったが、2017 年より 16 人、32 人、64 人と配置が倍々と拡大してきた。資格要件として司書や司書教諭を求めた。しかし、2020 年度は 70 人、21 年 76 人と足踏み状態となった。且つ、20 年度からは1人が3校（拠点校・巡回校）を担当するまでになった。21 年度は1人4校担当が 28 人にまでなった。週 20 時間勤務（年 700 時間）の制限がある中で、4校の学校図書館の面倒をみるということは、勤務内容が書架の整理程度に終わってしまい、学校司書の本来の職務をやり切れないままに過ぎていることが想像できる。学校司書より「本来の仕事をさせて子どもたちのために尽くしたい」「何のための学校司書か」との声が上がっている。

◇学校図書館図書整備等5か年計画を実効あるものに

文科省は、2022 年度より第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」をスタートさせた。単年度で予算 480 億円。学校図書標準達成（各校の蔵書数）、学校図書館への新聞の複数配備、学校司書の配置の三本柱である。学校図書館が学びと情報のセンターの場に位置付けられながら、実態としては県内各市町において学校図書館整備は未だ不十分なままである。学校司書の勤務条件は劣悪であり改善が必要だが、まずは配置がされていない小中学校の学校図書館に学校司書を配置させることが求められる。文科省予算では学校司書関係は単年度 243 億円、地方財政措置されたものをそのまま活用すれば、県内すべての学校で配置可能である。ぜひ実現させたい。

（中村茂喜）